議案第81号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例等の一部改正について

次のとおり鳥取県営病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年3月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例(昭和39年鳥取県条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

ひ īF 後 īF ひ 前

(病院における使用料及び手数料の徴収)

第5条 略

める金額によるほか、平成20年厚生労働省告示第59号(診療報 酬の算定方法)に基づき、同告示に定める医科診療報酬点数表 又は歯科診療報酬点数表により算定した額(病院に勤務しない 医師又は歯科医師が診療又は研究のために病院の検査施設を利 用した場合は、その額の8割に相当する額)及び平成18年厚生 労働省告示第99号(入院時食事療養費に係る食事療養及び入院 時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準) に基づき、同告示に定める食事療養及び生活療養の費用額算定 表により算定した額(以下「療養費算定額」という。)とす る。ただし、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)そ の他の法令の規定に基づく療養の給付等で企業管理規程で定め

(病院における使用料及び手数料の徴収)

第5条 略

2 前項の使用料又は手数料の額は、別表第1及び別表第2に定 2 前項の使用料又は手数料の額は、別表第1及び別表第2に定 める金額によるほか、平成18年厚生労働省告示第92号(診療報 酬の算定方法)に基づき、同告示に定める医科診療報酬点数表 又は歯科診療報酬点数表により算定した額(病院に勤務しない 医師又は歯科医師が診療又は研究のために病院の検査施設を利 用した場合は、その額の8割に相当する額)及び平成18年厚生 労働省告示第99号(入院時食事療養費に係る食事療養及び入院 時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準) に基づき、同告示に定める食事療養及び生活療養の費用額算定 表により算定した額(以下「療養費算定額」という。)とす る。ただし、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)そ の他の法令の規定に基づく療養の給付等で企業管理規程で定め

るもの及び消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の 規定により非課税とされる療養等以外の療養等(以下「課税療養等」という。)に係る使用料(別表第1に定めるものを除 く。)の額は、企業管理規程で定める額(課税療養等に係る使 用料にあっては、療養費算定額に100分の105を乗じて得た額の 範囲内で企業管理規程で定める額)とする。 るもの及び消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の 規定により非課税とされる療養等以外の療養等(以下「課税療養等」という。)に係る使用料(別表第1に定めるものを除 く。)の額は、企業管理規程で定める額(課税療養等に係る使 用料にあっては、療養費算定額に100分の105を乗じて得た額の 範囲内で企業管理規程で定める額)とする。

3 略

3 略

(鳥取県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成3年鳥取県条例第14号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

	改	Œ	後			改		正	前	
別	別表(第4条関係)				別表(第4条関係)					
	区分	金額				区分	金額		金額	

 1 診療
 平成20年厚生労働省告示第59号(診療報酬の算定方法)に基づき、同告示に定める医科診療報酬点数表により算定した額
 1 診療
 平成18年厚生労働省告示第92号(診療報酬の算定方法)に基づき、同告示に定める医科診療報酬点数表により算定した額

 略
 略

(鳥取県保健所条例の一部改正)

孙

第3条 鳥取県保健所条例(平成12年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。

徭

正

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

ᅏ

正

前

(使用料等の徴収)	(使用料等の徴収)
第3条 次の各号に掲げる保健所の施設の利用又は保健所におい	第3条 次の各号に掲げる保健所の施設の利用又は保健所におい
て行う業務については、当該各号に定める額の使用料又は手数	て行う業務については、当該各号に定める額の使用料又は手数
料を徴収する。	料を徴収する。
(1) 平成20年厚生労働省告示第59号(診療報酬の算定方法)	(1) 平成18年厚生労働省告示第92号(診療報酬の算定方法)

別表第1医科診療報酬点数表又は別表第2歯科診療報酬点数表(以下「点数表」という。)に掲げる検査 1件につき点数表により算定した額(以下「療養費算定額」という。)の8割以内で知事が定める額(消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされる療養等以外の療養等にあっては、療養費算定額に100分の105を乗じて得た額の8割以内で知事が定める額)

(2) 略

別表第1医科診療報酬点数表又は別表第2歯科診療報酬点数表(以下「点数表」という。)に掲げる検査 1件につき点数表により算定した額(以下「療養費算定額」という。)の8割以内で知事が定める額。ただし、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされる療養等以外の療養等にあっては、療養費算定額に100分の105を乗じて得た額の8割以内で知事が定める額。

(2) 略

(鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例(平成14年鳥取県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

	改	正	後	改	正	前		
5	別表第2(第7条関係)			別表第2(第7条関係)				

X 単位 金 額 分 略 3 平成20年厚生労働省 1件に 点数表により算定した額 告示第59号(診療報酬)つき (以下「療養費算定額」と の算定方法)別表第1 いう。)の8割以内で知事 が定める額(消費税法(昭 医科診療報酬点数表又 は別表第2歯科診療報 和63年法律第108号)第6 酬点数表(以下「点数 条第1項の規定により非課 表」という。)に掲げ 税とされる療養等以外の療 る検査 養等にあっては、療養費算 定額に100分の105を乗じて 得た額の8割以内で知事が 定める額) 略

X 単位 金 額 分 略 3 平成18年厚生労働省 1件に 点数表により算定した額 (以下「療養費算定額」と 告示第92号(診療報酬)つき の算定方法)別表第1 いう。)の8割以内で知事 医科診療報酬点数表又 |が定める額。ただし、消費| は別表第2歯科診療報 税法(昭和63年法律第108 酬点数表(以下「点数 号)第6条第1項の規定に 表」という。) に掲げ より非課税とされる療養等 る検査 以外の療養等にあっては、 療養費算定額に100分の105 を乗じて得た額の8割以内 で知事が定める額。 略

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。